

令和5年度地域の身近なスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー
第1回 誰もが楽しめるスポーツ施設の官民連携の活用



スポーツ庁

スポーツ施設における官民連携の取組 ～スタジアム・アリーナから身近なスポーツの場まで～

令和5年12月18日

スポーツ庁 参事官（地域振興担当） 付

域内住民向け
(インナー施策)

スポーツ自体を楽しむことに加えて

地域外交流人口向け
(アウター施策)



健康スポーツ教室による
地域住民の健康増進



日本の文化資源を活かした
スポーツツーリズムの推進



障害者スポーツの体験を通じ
地域コミュニティとの共生



地域密着型プロスポーツチームと
地域の連携



活用

様々な**地域課題**
(地域の少子高齢化、地域住民の健康増進、地域の過疎化、地域経済の衰退など)

地域への**社会的効果**



解決

地域への**経済的効果**

スポーツによる **地方創生・まちづくり**

スポーツで誰もが
「ともに」「つながる」
楽しさを感じられる社会



様々な人々・組織が
「あつまり」「ともに」
スポーツの展開に取り組む社会

- スポーツ施設は地域の拠点となり、**地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献する役割。**
- 地域における産業としてのスポーツは、**飲食・サービス、小売、建設、旅行、医療・福祉等、地域経済の様々な分野を活性化する可能性。**
- スポーツ施設の収益性・魅力の向上にむけては、**民間の資金・ノウハウを活用したPFI・コンセッション活用**も有用な手法の一つ。



整備と運営をパッケージにすることによって、

自治体

- ✓ 民間の創意工夫を活かした稼ぐ力のある魅力あふれるスポーツ施設の実現
- ✓ 施設整備費を圧縮し、後年度の管理運営を含め、公費負担を軽減

することができる可能性

民間事業者

- ✓ 提案からの事業参画が可能
- ✓ 地域における事業機会の創出
- ✓ 自社のノウハウを発揮

することができる可能性

6. スポーツの成長産業化

「みる」スポーツ施設

ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組む**スタジアム・アリーナ整備について、民間活力も活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進**する。具体的には、目標とする2025年までの20拠点選定に向けて地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や地域における関係者間での協議を促進するとともに、選定拠点を核にした情報集約の場を設け、拠点それぞれが蓄積した経験・ノウハウを集約し、その展開を図る。

「マインドチェンジと官民連携」

現状



単機能型
行政主導
郊外立地
低収益性

→
→
→
→

多機能型
民間活力導入
街なか立地
収益性改善

目指す姿



「スマート・ベニュー®」
（株）日本政策投資銀行

10. スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

「する」スポーツ施設

① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現
オ 国は、指定管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）の導入等の**多様なPPP等により民間の資金・ノウハウを活用したスポーツ施設の収益性や魅力を向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進**する。



スポーツ施設に活用されている官民連携の手法

- スポーツ施設においては、官民の役割分担のもと、**多様なPPP/PFI手法が活用**されている。

	指定管理	P F I B T O、B O T、 B O O等※ ²	P F I コンセッション	公園施設の 管理許可	普通財産の 貸し付け
主 な 関係法令	地方自治法	P F I 法	P F I 法	都市公園法	地方自治法 民法、借地借家法
概 要	公の施設※ ¹ の目的を効果的に達成するため、民間事業者等を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる制度	公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を、一括して民間事業者にゆだねる制度	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する制度	都市公園の施設について、公園管理者以外が公園管理者の許可を受けて管理することができる制度（公園管理者の許可を受けて施設の設置から行うことも可能）	行政財産のうち普通財産※ ³ について、民間事業者等へ貸し付けることができる制度（民間事業者が地方公共団体と定期建物賃貸借契約を締結し管理運営することが可能）
期 間	法令上、特に制限なし	法令上、特に制限なし	法令上、特に制限なし	1回の許可の期間の上限は10年間	法令上、特に制限なし
事 例 (運営期間)	京都サンガスタジアム (10年間) 太田アリーナ (5年間) 市立吹田サッカースタジアム (48年間、負担付寄付)	袋井市総合体育館 (BTO・18年間) 北九州スタジアム (BTO・15年間)	津山市グラスハウス (10年間) 有明アリーナ (25年間) 愛知県新体育館 (30年間)	宮城球場 (10年間+延長5年間) 横浜スタジアム (40年間)	舞洲アリーナ (10年間)

※1 地方公共団体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられる施設。

※2 P F I には、B T O方式、B O T方式、B O O方式等のいくつかの事業方式があり、B T O方式では地方公共団体が、B O T方式及びB O O方式では民間事業者が施設の所有者となる。B T O方式の場合は、指定管理等を併用し、S P Cに運営を行わせる。

※3 公有財産のうち特定の用途又は目的を持たないもの。

(出典) スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(第2版)Ⅶ.スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドラインP143を一部修正

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）（令和5年6月2日）

抜粋

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標－（2）重点分野と目標

⑤スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）

令和4年度から公共施設等運営事業の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに30件の具体化を狙う。＜文部科学省＞

○公共施設等運営事業の導入に関する**ガイドライン**を周知するとともに、**最新情報を収集・拡充**の検討

＜内閣府、文科省＞

○PPP/PFI手法の導入の検討状況を定期的に把握、候補案件をリストアップ、**案件候補の掘り起こし**を重点的に実施

＜文科省＞

○スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）を**重点対象に定める等、必要な支援等**

＜内閣府、国交省＞

○関係府省と連携し、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、**地方公共団体等への働きかけ**

＜文科省＞

- スポーツ庁では、スポーツ施設における官民連携を推進するため、**各自治体へ国の政策の説明や事例紹介等を実施**
- **関係省庁と連携し**、各自治体での取組を後押しするための**伴走型の支援を推進**

- ✓ **地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献する役割を有したスポーツ施設**を検討されている地域
- ✓ **民間の資金・ノウハウを活用したPFI・コンセッション等によるスポーツ施設の整備**を検討している地域

- ・ スポーツ庁との意見交換・打合せ
- ・ スポーツ庁をはじめとする関係省庁での取組等のご説明
- ・ 官民連携の事例紹介
- ・ トップセールスによるご支援
- ・ 相談窓口
- ・ 関係省庁へのつなぎ役 など

トップセールスの実施

スポーツ庁長官等が各自治体を訪問し、首長等を対象に、スタジアム・アリーナ等におけるPPP/PFIの推進に関してトップセールスを実施。



施策集等の作成



「構想・計画」、「設計・建設」、「管理・運営」それぞれの段階で利用可能な制度について、網羅的に掲載

2-1. 支援策の全体像

構想・計画	設計・建設	管理・運用
デジタル相模野市国庫構想交付金（地方創生拠点整備タイプ） （内閣府） ※補助率 1/2		
デジタル相模野市国庫構想交付金（地方創生推進タイプ） （内閣府） ※補助率 1/2		
地方創生北播磨創（企業ふるさと納税） （内閣府）		
官民連携基盤整備推進員（国交省） ※補助率 50%		
民間資金等活用事業推進機構による出資助成等		
文教施設における多様なPPP/PFIの発達の推進事業（文科省）	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） （国交省） ※補助率 40%～52.45%	デジタル相模野市国庫構想交付金（デジタル高度タイプ） （内閣府） ※補助率 1/2
スタジアム・アリーナ改革推進事業（スポーツ庁・経済省）	都市圏再生推進事業（国交省） ※補助率 50%～52.45%	
文化施設サービス創創・運動活性化推進基金推進事業（文化庁）	社会資本整備総合交付金（都市公共事業） （国交省） ※補助率 1/2	
社会教育デジタル活用推進事業（文科省）	スポーツ振興くじ助成金による支援（JSC） （国交省） ※補助率 2/3	
先導的官民連携推進事業（国交省）	体育スポーツ施設整備（平成30年度以降交付金） （スポーツ庁） ※補助率 1/3	
専門家派遣によるハズオン支援（国交省）		
高度専門家による課題解決支援（内閣府）		
施設プラットフォームを活用したPPP/PFI活用促進支援（内閣府）		

■ はスポーツ施設のみ対象
■ は文化施設のみ対象
■ は社会教育施設のみ対象

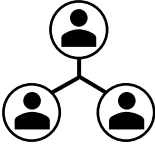
担当レベルでの意見交換

担当者レベルでの対面またはオンラインで意見交換の実施。事例等の紹介や検討状況等を踏まえた相談など。



関係省庁との連携・つなぎ

内閣府、国土交通省、経済産業省、総務省等と連携を図り、情報を共有するとともに、地方公共団体と関係省庁とのつなぎ役を担う。



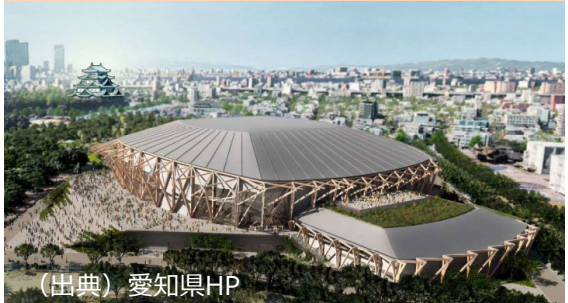
相談窓口の設置

地方公共団体や民間事業者（スポーツ団体）等からのご質問やご相談に対応する。



○コンセッション方式で事業者募集・契約

○愛知県新体育館（愛知県）



（出典）愛知県HP

（受注者）（株）愛知国際アリーナ
（運営期間）2025年4月1日から
2055年3月31日まで（30年間）

○有明アリーナ（東京都）



（出典）東京都HP

（受注者）（株）電通（代表企業）
（運営期間）2019年7月30日から
2046年3月31日まで（25年間）

○Globe Sports Dome （旧グラスハウス）（岡山県津山市）



（出典）岡山県津山市HP

（受注者）（株）Globe
（運営期間）2021年11月30日から
2032年3月31日（10年間）

○等々力緑地 球技専用スタジアム・ アリーナ（神奈川県川崎市）



（出典）神奈川県川崎市HP

（受注者）Todoroki Park and Link
（運営期間）建設次第～2053年3月
（約30年間）

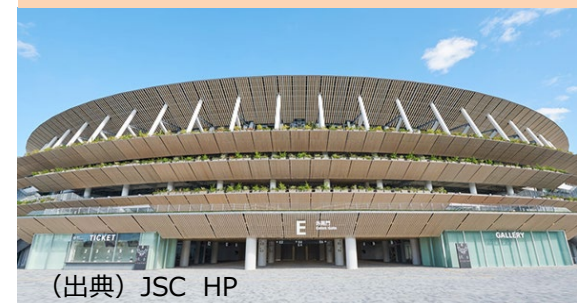
○新秩父宮ラグビー場 （日本スポーツ振興センター）



（出典）JSC HP

（受注者）Scrum for 新秩父宮
（運営機関）2028年3月から2058年
3月（30年間）

○新国立競技場 （日本スポーツ振興センター）



（出典）JSC HP

（受注者）2024年（予定）に選定
（期間）2025年（予定）～（30年間）

その他、愛知県豊橋市〈アリーナ〉、富山県富山市〈アリーナ〉等

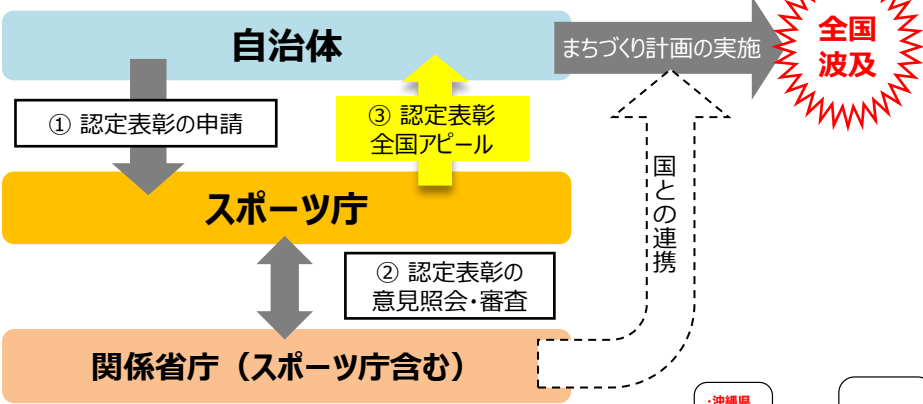
～ 全国の「スポーツ×まちづくり」を応援します!! ～

東京 2020 大会等の後も、そのレガシーとして、全国を先導するような優良な「スポーツ・健康まちづくり」に国の事業も活用して今後取り組もうとしている自治体のアイデアを表彰するとともに、積極的に広く全国へアピールし、スポーツを活用した特色あるまちづくりの全国展開を推進。

※採択済みの予算事業、認定済みの地域再生計画に基づく特別措置

表彰審査を通った自治体は、
 (1) **室伏スポーツ庁長官**から表彰式において**直接に**表彰授与
 (2) スポーツ庁が**様々な媒体で積極的に広く全国にアピール**

(参考) イメージ図



【選定自治体】



多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）において、「全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに**20拠点**を実現する」とされていることを踏まえ、スポーツ庁及び経済産業省は、「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱（令和2年3月6日策定）」に基づき、「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」を選定

選定要件

申請者

平成29年（2017年）以降、次の各号に掲げる事業のうち、いずれかの事業を新たに実施している**地方公共団体又は法人格を有する団体**

- ①スタジアム・アリーナ（※1）の新設・建替又は大規模改修（※2）に係る設計・建設
- ②2017年以降新設・建替又は大規模改修されたスタジアム・アリーナの運営・管理

※1：数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設。
 ※2：収益向上や顧客経験価値向上を目的としたものに限る。

選定プロセス

- ①申請者は申請様式に必要事項記入の上、スポーツ庁及び経済産業省に申請を行う。
- ②スポーツ庁及び経済産業省は、申請者と利害関係を有しない3人以上の外部有識者により構成される審査委員会を開催する。
- ③審査委員会は、**評価項目（ごとに4段階（A～D）評価**を行う。
- ④スポーツ庁及び経済産業省は、審査委員会による審査において、該当する**全ての評価項目でA又はBと評価された案件を選定**する。
- ⑤スポーツ庁及び経済産業省は、選定結果を申請者に通知するとともに、選定された申請者等の名称並びに他のスタジアム・アリーナの参考となり得る先進的な取組事例を申請者の了解を得た上で公表する。

評価項目

設計・建設

◎ 設計・建設段階

- ✓ステークホルダーの確認と検討・連携体制の構築
- ✓スタジアム・アリーナ経営人材の活用
- ✓顧客・利用者の把握と情報提供
- ✓運営・管理に係る検討
- ✓収益性の検証と設計等への反映
- ✓コンプライアンスとリスク管理
- ✓顧客経験価値の向上
- ✓収益モデルの確立とプロフィットセンターへの変革
- ✓まちづくりの中核となるスタジアム・アリーナの実現
- ✓多様な利用方法や用途の実装
- ✓民間活力を活用した手法の採用
- ✓多様な資金調達の実現

運営・管理

◎ 運営・管理段階（設計・建設含む）

- ✓PDCAサイクルの実践
- ✓IT・データ活用

ご清聴ありがとうございました



【お問い合わせ先】

<自治体>

スポーツ庁 参事官（地域振興担当）付 施設企画係

TEL : 03-5253-4111（内線3773） / Mail : stiiki@mext.go.jp

<クラブチーム等民間事業者>

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付 スタジアム・アリーナ改革推進事業担当

TEL : 03-5253-4111（内線2686） / Mail : sminkan@mext.go.jp

お気軽にご連絡いただくと幸いです